

学校いじめ防止基本方針の概要

(ア) 指導の重点

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
- ・教職員への共通理解と意識啓発を行う。
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を行う。
- ・速やかにいじめに対する措置をする。

(イ) 組織

- ・「いじめ・不登校対策委員会」を機能させ、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。
- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭・保健主事で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(ウ) 対策の概要

<いじめの未然防止の取組>

- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

<いじめの早期発見の取組>

- ・いじめアンケートや教育相談を年3回、定期的を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

<いじめに対する措置>

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

<重大事態への対応>

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、対応する。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

<学校の取組に対する検証・見直し>

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

